

障害福祉関係ニュース 平成27年度4号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算321号
(平成27年8月11日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 社会保障審議会障害者部会（第68回）が開催される | …P. 1 |
| 2 | 改正社会福祉法案の審議状況について
～7月31日に衆議院本会議で賛成多数で可決、参議院での審議へ～ | …P. 6 |
| 3 | 「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解される | …P. 7 |
| 4 | 障害者差別解消法施行に向けた福祉事業関係分野における事例調査（厚生労働省） | …P. 9 |
| 5 | 読売福祉文化賞 2015年の候補者の募集 | …P. 9 |
| 6 | ヤマト福祉財団 小倉昌男賞の候補者の募集 | …P. 10 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第68回）が開催される

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第68回が7月24日（金）に開催されました。

前々回（第66回）の部会からは、障害者総合支援法の施行後3年目途の見直し検討の各論に係る議論に入り、第66回は「常時介護を要する障害者等に対する支援」、第67回は「移動の支援」と「就労支援」についての協議が行われました（前号のニュースにて報告済）。今回（第68回）は「高齢の障害者に対する支援」についての協議が行われました。

<主な意見（高年・障害福祉部にて整理）>

◆障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係について（介護保険優先原則等）

○多くの障害者は障害基礎年金のみで生活することを余儀なくされている。介護保険サービスの移行にあたっては、障害福祉サービス利用時の負担限度額の水準を維持すべきであり、本人の自己決定権を最大限保障し、施設・在宅を問わず住み慣れたところ、今まで受けていた日中活動サービスを継続して利用できるような制度の仕組みとし、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用できる仕組みにすべき。

○厚生労働省から自治体に対し、再三、65歳に達した障害者に対し一律に一律の障害福祉サービスの支給停止はなされるべきではないと通知しているのに、自治体は介護保険優先原則を理由に一律に支給停止にしがちな実態にある。

○65歳になるとともにそれまで利用し慣れていた障害福祉サービス事業所から、介護保険サービス事業所に移ることについて、行政からは「同様のサービス」と説明されるものの、やはりそれまでとは違う環境でサービスを受けることによって、状態が悪くなることもある。サービスの連続性が保たれるよう配慮すべき。

○障害者総合支援法では、介護保険事業所等の基準を満たしており、市町村が認める事業所に対しては、基準該当サービスとして特例給付費を支給する仕組みがあるが、その逆は考えられないか。それにより、高齢になっても障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになるのではないか。

○障害者総合支援法によるサービスと介護保険制度によるサービスの選択制を求める意見があるが、法律論の原則から言って、介護保険優先の原則は変えられない。障害福祉サービスは全額公費の仕組みであるが、介護保険は社会保険制度である。社会保険は強制加入の仕組みであり、国家による個人の自由の制約を伴い、拠出者間の共同対応、連帯を促す意味がある。「選択制」は、この社会保険の強制加入性と衝突する。本人の選択で障害福祉サービスの給付を受けられる仕組みは、社会保険の強制加入、介護保険制度をゆるがすことになる。障害の固有性を認めながら、“高齢”という障害の有無を問わないもので社会的な連帯を強めることが重要。戦略の上からも、介護保険制度優先の原則は残すべき。

○介護保険は利用者負担が高く、かつサービスが薄い。介護保険サービスが薄いから、障害福祉サービスに利用者の目が行くのは自然のこと。そこに目を向けずに単に「選択、併用」という話ではない。

○介護保険優先の原則は、今まで受けていたサービスを十分に受けられなくなるとともに、所得の水準からいっても負担が大きい。加齢による2次障害によって必要なサービスが増えることもある。

これらの意見について、駒村部会長からは、「この論点に関し、65歳を超えてもそれまでサービスとの連続性を保障すべきとのご意見があった」と述べました。

◆65歳以上になって障害が発生した者への制度対応の在り方について

○65歳以上の障害福祉サービス利用の審議申請は結構ある。障害福祉サービスはどういう方が利用するか議論が必要。65歳以上の方は基本的に（障害者総合支援法以外の）他法を利用するようにすべき。

○最近、94歳になって新たに障害認定を申請する人がいるとの話があったが、そういう方は介護保険サービスを利用してほしい。65歳以降になってからの障害者の方も障害福祉サービスを利用できるようになると、(財源的に)障害福祉の制度が維持できない。

介護保険優先原則をなくすとこの点の歯止めが利かなくなることと考えて議論しないといけない。

○訓練等給付に関しては65歳以上の障害者の利用は見直してはどうか。就労支援(B型)などは、65歳で定年としてもよいのではないか。80歳になって何を訓練するのかとの課題がある。65歳以降は地域活動支援センターなどを利用してもらうこと等を考えた方がよい。

○以前は20～30歳で脊髄損傷になる方が多かったが、最近、加齢による高齢の脊損の方が増えており、切り分けが必要。すべての人に手帳を交付していると制度が維持できない。こうした例の高齢者が障害福祉サービスを利用すると制度が破たんする。

○一部の県では、(高齢に伴う)廃用性症候群で1級の身体障害者手帳の取得を可能とする診断書の発行が増えている。現在はそれが認められているが、それでよいのか国としての議論が必要。

○障害福祉サービスの利用を、65歳までに障害者となった方に限定する、という考え方は、同じ65歳以上で障害のある人の間で、障害福祉サービスを選択できる人とできない人を分けることになり、不公平が生じる。

なお、部会員から「65歳まで手帳を持っていなかった方でも、65歳以降から新たに障害福祉サービスを受けることはできるのか」との質問があり、厚生労働省は「65歳以降に手帳を取得された方でも障害福祉サービスにしかないサービス(同行援護等)を利用することはできる」との回答がありました。

◆サービスの利用者負担に関する課題や財源問題について

○介護保険を全員で支えるという視点から、高齢の障害者も介護保険料を支払うこと自体は良いことだと考えるが、65歳になったとたん急に負担が増えることがないよう、配慮が必要。

○障害福祉サービス利用者がもう少し負担できる範囲がないか議論が必要。障害福祉サービスの制度の持続可能性の確保に向けた議論をすべきである。

○介護保険サービスはお金がかかるという認識が強い。障害者にはそれほど蓄えはないので、経済面でのハードルは高い。その保障がないと介護保険サービスの利用は難しい。

○高齢の障害者にとって介護保険サービス利用にあたっての負担は大きな課題。例えば6万円強の年金収入の方だと、3万円を負担すると経済的にグループホームでも生活していけない。

○介護保険サービスでは支給量が確保できない場合に、障害福祉サービスを提供する場合(いわゆる「上乗せ」)、市町村の財政負担が大きい。市町村が何とか頑張ろうとするが、あまりにも負担が大き過ぎる。介護保険対象者に対しても国庫負担基準の単位数を下げないようにすべき。

○行政は自分の市町村の財源を使いたがらない。前例になるといって障害福祉サービスの利用を認めたがらない。モデル事業をやりやすくする工夫等が大切。

○介護保険サービスにないものについては、上乗せ・横だしの併給が可能とされている点を活用すべき。障害福祉サービスは公費のみが財源であり、毎年の予算折衝で総額が決まる不安定さがある。基本的には介護保険の財源を利用することを併せ、障害福祉予算を確保することが望ましい。

なお、部会員からさらに「障害福祉分野には消費税増税分の財源が入っていない。介護保険の財源をどう使うのかという観点で、65歳以上の障害者に関しては、介護保険サービスと同様の内容という条件のもと、介護保険から財源をもってこれないか」との意見がありました。

これについて駒村部会長は「持続可能な仕組みとすることは大事な視点。私も一案だと思っていたが事務方としてはどうか。総合福祉部会の議論では、消費税の増税分の使途に障害福祉分野が入っていないのはどうかと思っていた。そういう方法があればよいと考える」との問いかけに対し、厚生労働省は「介護保険の財源は、介護保険事業所として指定を受けたところが使う仕組みとなっている。越えなければならないハードルは高いのではないか」「財源についていま申しあげられることはないが、法制度としてはいろんなやり方を考えられるかもしれない」と回答し、駒村部会長はさらに「いろんな可能性を考えてほしい」と意見しました。

◆介護保険制度との統合についてどう考えるかについて

○今回の議論は障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しが主眼であるが、将来を見据えた議論も必要。現状の介護保険制度と障害福祉施策を併存させたまま、その取り扱いをどうするか議論ではなく、5年から10年、もっと先かもわからないが、支援を要する人たちへのサービスのシス

テム全体をどうしていくかの議論も必要。さしあたっての不都合点の議論だけをしていると将来に禍根を残す。持論だが、障害福祉施策と介護保険制度を将来は一体的に考えるべきで、どういう前提をもって議論するのかという点も再確認してほしい。

この先、国民の圧倒的多数が関わる介護保険の仕組みと、一方の障害福祉の世界が違うことを前提の話とするのはいかがか。介護保険は現在 500 万人近くが利用し、さらに団塊の世代が後期高齢者になると 800 万人の利用となる。介護保険もさらに多くの国民が参加できる仕組みとすることが必要。私は社会保険システムが一番良い仕組みだと思っており、国もそういうことを志向すべきではないか。

○障害福祉と介護保険は、元々の制度のバックグラウンドが全く違う。介護保険は高齢化が進み家族介護では支えきれなくなったことからつくられた。利用者に資金・資産が一定程度あることが前提となっている。障害者総合支援法は、障害者が社会に出ていきたいということを支援する、障害者の自立を支援するための仕組みである。両者の一本化は相当に「ハードル」が高い。すぐには無理なので、別に持続可能な仕組みづくりを考えることが必要。

○制度ができた背景が違うのは確かだが、社会福祉基礎構造改革の方向性である、自立した生活を支援するという普遍的な原則は共通。介護保険法の第1条と障害者総合支援法の第1条の目的規定は、障害者総合支援法の方がより丁寧な内容だが、尊厳をもって自立した日常生活ができるように支援するという意味では同じ。違う部分に目を向けるのではない考え方が必要ではないか。乗り越えられない違いではないと考える。

これらの意見について駒村部会長は、「将来の想定なしに議論していいか、というのは一つの重要な指摘。制度に携わるものとして、その懸念は私も同じである。どこまでこの場でその議論を深められるかはわからないが、発言は記録に残る。今回の議論でも考えていかななくてはならない」「今後は「ハードル」がどのようなものであり、どのくらい高いのかという具体的な議論が必要であろう」と述べました。

◆相談支援体制や地域生活支援の充実・強化について

○65 歳以前から障害のあった方が 65 歳以降もサービスを継続して利用する際の課題や不安や懸念があるという話がされてきた。最適なサービスについて考えるとき、これはケアマネジメントの課題。相談支援専門員と介護支援専門員の連携を超えた障害福祉と介護保険の両方に携わる人材をつくり、研修をしていかないと無理。

○加齢による心身の機能低下についてアセスメントできる人材づくりと、研修が必要。

○基幹型相談支援センターと地域包括支援センターがどうして重なってこないのか。市町村レベルでは、ニーズの在り方等は重なっている。地域生活支援拠点の話も市町村レベルに行けば、地域包括ケアと重なるもの。これらを別々の体系や仕組みとして整備しようとしてきたところに問題がある。連携というより同じものとして整備をし、高齢者になっても継続的に利用できる仕組みのプランニングが必要。

○親亡き後の問題について、市町村の地域生活支援事業における一般的な相談支援を強化することが一つの方法だが、財源的にはなかなか難しい。

○地域生活定着支援をもう少し幅広くできるようにして、親が健在のうちからサポート対象としてはどうか。平成 25 年度に開催された障害者の地域生活に関する検討会では、通所を前提としない訪問による訓練が議論された。現在は通所しか訓練はできない。相談支援で実施できるようにすることでサポートできる。

○グループホームの世話人のように、地域で生活している障害者の世話人制度を検討する必要がある。障害者の親が健在なうちから関われる仕組みが良い。

○在宅の障害者には障害福祉サービスを利用していない方も多い。そのように元気に暮らすことも大事であり、労働施策と連携して、高齢の障害者がいきいきと暮らせる仕組みが必要。地域生活支援事業に位置づけるべき。

○機能強化型のグループホームの創設を求めたい。地域生活を支援する拠点の整備が必要。

◆その他の意見

○障害者の親は、介護保険サービス事業所に障害者への理解がないことに不安を感じている。

○65歳以上の精神障害者を介護保険事業所が受け入れる場合は、精神障害者の特性（人間関係の難しさ、感受性、不安定さ等）を理解することが必要。より専門性をもってサービス提供をするための研修等の仕組みが必要。

○精神科病院の入院患者の調査を行ったところ、介護保険サービスが必要な方が約50%いた（長期入院者含む）が、そのうちの9%しかサービス利用の申請をしていないことが分かった。65歳を超えてからでは病院としても申請しにくいし、家族にとっても負担。そういう人たちの支援も考える必要がある。

○親亡き後の問題について、将来のモデルが示されていないことが一番の課題。すぐれた実践やこういうサービスがあれば暮らしていける、という安心を生み出すモデルを示せていない。先駆的な例を示すことが重要。

○人工呼吸器使用者は、障害福祉サービス、介護保険サービスのどちらからも弾かれがちな状況にある（療養病棟、レスパイト、在宅医療）。制度を議論しても、このように実態として利用できていない問題にも目を向ける必要がある。介護療養病棟が削減されるとの報道があったが、状態の重い患者や長期利用者はどこに行けばいいのか。

○介護保険第2号被保険者は40歳から対象となるが、これらの人の中には障害基礎年金の対象となっていない人も多いので、障害基礎年金受給が前提でない議論をお願いしたい。

○若年性認知症の方も他にさまざまな障害がある場合が多い。手帳もなく、車いすの申請をするのにも苦慮している。サービスを受けられないこうした患者や障害者がおり、今ある制度を使えていない現状についても考えるべき。

○ろう者については、専門的な知識がないとサポートできない。介護保険の仕組みで検討できないか。介護保険は負担が平等な仕組みであるが、負担だけでなく、使い方についての議論も必要。

○精神科のクリニックのデイ&ナイトサービスの問題がマスコミで取り上げられていたが、（高齢化に伴い）住むところがないためクリニックが住宅まで世話している。住宅施策に手を付けないことは問題。

○重度の障害者でも地域で暮らせるようにすることは支援の前提。地域で暮らす方は家族同居の方が多く、親亡き後は土地家屋を相続することも多い。お金であれば信託できるが、固定資産は信託できない。これを活用することが大切。海外の例のように、若めの高齢者と障害者が一緒に暮らすなど、支えながら暮らすところに薄く福祉のお金が入るような仕組みも必要ではないか。グループホームもスプリングラーの設置義務化等により設置しにくくなっている。シェアリビングなど国交省のすすめる多様な住まい、多様なくらしの検討と連動できないか。

<今後の社会保障審議会障害者部会の開催予定>

- ・第69回社会保障審議会障害者部会 平成27年9月8日（火）
- ・第70回社会保障審議会障害者部会 平成27年9月9日（水）

[厚生労働省]

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第68回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000092181.html>

2. 改正社会福祉法案の審議状況について

～7月31日に衆議院本会議で賛成多数で可決、参議院での審議へ～

今通常国会(会期は9月27日)に提出されています「改正社会福祉法案(社会福祉法等の一部を改正する法律案)」の審議状況についてご報告します。

同法案は4月3日(金)に閣議決定され、同日今通常国会に上程されていました。同法案の審議は、7月8日(水)の衆議院厚生労働委員会における審議からはじまりました。8日の委員会には厚生労働省より鈴木俊彦社会・援護局長が出席し、委員からの質疑に回答しました。

それから2日後の7月10日(金)の同委員会では、参考人質疑が行われました。5名の参考人が出席、全国社会福祉協議会の関係者としては、全国社会福祉法人経営者協議会の磯彰格会長、大阪府社協経営者部会社会貢献事業推進委員会の菊池繁信委員長が出席しました。磯会長は、①法人経営に対して、我々自ら今まで以上に、襟を正していくという姿勢を国民の皆様を示すこと、②本法律改正によって、国民の皆様が感じておられる我々に対する誤解を解いていくこと、③我々社会福祉法人の存在意義を今まで以上に示していくことができることから、今回の改正法案により一層国民の負託に応えうる組織となり我々の存在意義を示していけるものと前向きにとらえていると述べられました。

その後、7月29日(水)の同委員会において、民主党より修正案が提出されましたが賛成少数で否決、法案は原案の通り賛成多数で可決されました。31日(金)には衆議院本会議において賛成多数で可決、参議院に送致されました。

なお、29日の委員会では、自民・公明・民主・維新の4党共同による附帯決議が提案され、賛成多数で法案に付されています。附帯決議の内容は以下の通りです。

第189回国会閣法第67号 附帯決議

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
- 二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- 三 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 四 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであ

り、社会福祉法人の役割と公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自立性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。

五 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監査については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

六 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。

七 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府との協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

九 介護職員の社会的地域の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講じること。

十 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

[衆議院] トップページ>立法情報>議案情報>第 189 回国会 議案の一覧>閣法第 189 回国会 67 社会福祉法等の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/gl18905067.htm

3. 「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解される

7 月 23 日（木）に開催された経済財政諮問会議において、麻生財務大臣より「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（案）」が提出され、了承されました。同方針は翌 24 日に閣議了解されました。（各省庁からの要求期限は 8 月末日）

同方針の社会保障に係る内容と予算編成過程における検討事項の箇所を以下に掲載しておりますので、ご確認ください。

平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（抜粋）

（平成 27 年 7 月 24 日閣議了解）

平成 28 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下

「基本方針 2015」という。)で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

1. 要求・要望について

各省大臣は、以下に規定する額について適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う増加額として 6,700 億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去 3 年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 28 年度予算に反映させることとする。

2. 予算編成過程における検討事項

(1) 予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。

その際、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、引き続き、補正予算も含めて既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。

(2) その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「安倍内閣のこれまでの 3 年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が 1.6 兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続させていくこととする。」との「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置する。

(3) <略>

(4) 消費税率引上げと併せ行う充実等（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障 4 経費」という。）の充実及び社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増をいう。）その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）第 28 条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

[財務省] トップページ>予算・決算>毎年度の予算・決算>予算>平成 28 年度

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/index.htm

概算要求基準閣議了解（平成 27 年 7 月 24 日）の箇所参照

[内閣府] ホーム>内閣府の政策>経済財政政策>経済財政諮問会議>平成 27 年会議情報一覧>第 14 回会議資料 <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0723/agenda.html>

4. 障害者差別解消法施行に向けた福祉事業関係分野における事例調査（厚生労働省）

厚生労働省では、平成28年4月から施行される障害者差別解消法に記されている、障害のある方に対する「合理的配慮の努力義務」と障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止義務」について、取組の参考とするための事例を収集しています（みずほ情報総研㈱に委託）。趣旨等ご確認のうえ、障害のある方に対する「合理的配慮」の好事例と、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」にかかる事例の収集にご協力ください。

なお、調査票は「本人・家族・支援者用」と「事業者用」の二種類があります。いずれかの該当する様式にてインターネット上、もしくは書面での回答が求められています。

詳しい説明や調査票は以下のサイトよりご覧ください。

[みずほ情報総研]

ホーム> みずほ情報総研からのお知らせ> 2015年のみずほ情報総研からのお知らせ> 「障害者差別解消法施行に向けた福祉事業関係分野における事例調査」へのご協力をお願い

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/2015/sabekai.html>

回答期限：平成27年8月21日（金）

問合せ先：みずほ情報総研㈱ 担当（敬称略）：小松・近藤・渡邊

TEL 0120-817-566（平日9:30～17:00）

FAX 0120-447-578（24時間受付）

E-mail: shogai-chosa@mizuho-ir.co.jp

5. 読売福祉文化賞 2015年の候補者の募集

読売新聞社と読売光と愛の事業団は、21世紀にふさわしい福祉活動に取り組んでいる団体などを顕彰する「第13回読売福祉文化賞」（厚生労働省ほか後援）の受賞候補を募集しています。福祉全般を対象とする「一般部門」と、豊かで活力のある長寿社会を目指して、高齢者を支援する活動を対象とする「高齢者福祉部門」の2部門に分けて受け付けていますので、下記内容をご確認のうえ、ご応募ください。

【表彰部門】

一般部門 3件：トロフィーと副賞（活動支援金）各100万円

高齢者福祉部門 3件：トロフィーと副賞（活動支援金）各100万円

【対象】

- (1) 公益性ある創造的な事業で、ハンディを持つ方や地域の人々に元気を与え、ネットワークを広げている
- (2) 個人または団体が生き生きとした活動の場を持てる支援や企画を実践している
- (3) 福祉の現場において、多様な文化の向上に尽くしている
- (4) 明確なテーマを持って、目覚ましい実績をあげ、将来も継続、発展が期待できる

【応募方法】

申請書に必要事項を記入し、

「〒100-8055（住所不要） 読売光と愛の事業団・読売福祉文化賞係」へ郵送。

・応募要項はこちらをご覧ください

<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/work/2015fukushi2.pdf>

・申請書はこちらからダウンロードし、必要事項を入力してください

<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/work/2015fukushi1.pdf>

【締め切り】 2015 年 9 月 30 日（当日消印有効）

【選考方法】 当該事業団が委嘱する選考委員会で選考・決定

【賞の発表】 2015 年 12 月に読売新聞紙上や事業団ホームページで発表。表彰式実施予定。

【問い合わせ】

読売光と愛の事業団・読売福祉文化賞事務局（電話 03-3217-3473）

<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/work/report/prize.htm#001130>

6. ヤマト福祉財団 小倉昌男賞の候補者の募集

ヤマト福祉財団では、障がい者の仕事づくりや雇用の創出、拡大、労働条件の改善などを積極的に推し進め、障がい者に働く喜びと生きがいをもたらしている人の中から毎年 2 名の方に『ヤマト福祉財団 小倉昌男賞』を贈っています。

現在、第 16 回小倉昌男賞の候補者を募集中であり、障がい者および障がい者福祉関係者の方で、下記要件に該当される方をご推薦ください。

【賞の対象】

日本国内に居住し、授産施設、共同作業所などの障がい者就労施設、または民間企業の労働現場などにおいて、障がい者に積極的に働く機会を提供するなど次のいずれかに該当する個人を対象。

- (1) 給与をはじめ労働条件の改善を通じて、働く障がい者の生活向上に大きく貢献している方。
- (2) 障がい者に適した仕事や、労働環境づくりを工夫するなど、つねに障がい者の立場を考えて雇用拡大に努力し、著しい実績をあげている方。
- (3) 障がい者に熱心に仕事を教え、多くの障がい者をそれぞれ一人前の職業人として育てあげてきた方。
- (4) 働く障がい者を手助けしたり、励まして、障がい者が喜びをもって働き続けていくことを可能にしている方。
- (5) 働く障がい者の日常生活の良き相談相手となり、それによって多くの障がい者に生きる自信と喜びをもたらしている方。

【賞の内容】

受賞者には正賞としてこの賞のために製作された雨宮 淳氏（1937 年 - 2010 年 日本藝術院会員）作ブロンズ像「愛」のほか、副賞として賞金 100 万円が贈られる。

【受賞者数】

2 名以内。

【募集方法】

賞の候補者は、障がい者および障がい者福祉関係者の中から「推薦形式」によって募集。ただし「他薦」。

【募集期間】

候補者の募集期間は、平成 27 年 9 月 15 日（火）まで。

【応募方法】

応募パンフレットはお問い合わせページ(<https://www.yamato-fukushi.jp/cgi-bin/form/>)にて確認してください

【受賞者の発表】

受賞者は、平成 27 年 10 月末に発表。

【賞の贈呈式】

平成 27 年 12 月 3 日（木）、東京都内にて贈呈式ならびに受賞祝賀会を開催。

【募集パンフレットの請求先・候補者推薦書の送付先・お問合せ先】

公益財団法人ヤマト福祉財団事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-12-18 ヤマト銀座ビル 7 階

電話：03-3248-0691 FAX：03-3542-5165

資料ご請求は、お問い合わせページよりお申込みください。

[お問い合わせページ]

<https://www.yamato-fukushi.jp/cgi-bin/form/>

[小倉昌男賞]

<http://www.yamato-fukushi.jp/works/award/>

《訂正とお詫び》

前号(障害福祉関係ニュース 平成 27 年度 3 号) の p.1 下から 7・8 行目において、下記の通り誤りがございましたので、訂正いたします。

①誤) 第 67 回⇒正) 第 66 回

②誤) 第 68 回⇒正) 第 67 回